令和4年12月

第 3 1 回

会議議事録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 山崎 豊

| | Л | 口市農 | 業委員 | 会 事 務 | 局 | |
|----------------|---------|------|-------|-------|--------|-------|
| 会 長 | 会長職務代理者 | 事務局長 | 事務局次長 | 農地係長 | 主 任 | 係 |
| | | | | | | |
| 令和 5年 1月 4日 | | | 合 議 | | | |
| 供覧の上、公開してよいか伺い | | | 農政課長 | 農政係長 | 農業振興係長 | 事務局主査 |
| ます。 | | | | | | |

第31回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第9号

下記について付議するため、12月28日(水)午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・ 504中会議室に、第31回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会 会 長 松澤正久

記

第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業

の主たる従事者についての証明願」の認定について

第2号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地

貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請

について

2 出席農業委員

 会長
 松澤
 正久
 会長職所理
 山岡
 孝
 2番
 山崎
 豊
 3番
 茅野
 和廣

 4番
 伊藤
 勝博
 5番
 中村
 浩幸
 6番
 髙山
 豊江
 7番
 早船
 輝明

8番 加藤 吉江 9番 小櫃 敏文 10番 中山 正二

3 出席推進委員

細田 敏雄 松津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、2番 山崎 豊委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。
- (3) 議長は、報告事項7「農地利用最適化推進委員の活動報告について」農地利用最適化推進委員に報告を求めた。
- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように報告した。

船準推進委員 「農地利用最適化推進委員の活動の成果について、ご報告いたします。

日頃、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消の活動ということで、各農家のお宅を訪問させていただいており、農地の現況確認と所有者の意向把握を重点的に行い、情報をまとめております。

加えて、川口市農地バンク制度の周知を行い、遊休農地の解消や利用意向の把握につながるよう、活動しております。

活動成果としましては、「農地の集積、遊休農地の発生防止・解消の活動」として、農地基本台帳整備に係る調査や農業委員が作成する活動記録簿の情報をもとに農地所有者への戸別訪問を実施し、農地バンクへの登録の推進を行い、昨年8月の活動報告以降、農地として3件、8筆、計3,819㎡、耕作希望者として2名の登録がされました。

また、遊休農地等の所有者宅を訪問し、状況を確認しながら、伐根伐採の協力や耕作対応を促し、農地の保全・回復がされ、さらに、農地の管理に苦慮されていた土地所有者と経営規模拡大のため農地を探していた借受人を仲介し、賃貸借契約につなげました。

「新規参入の促進活動」としまして、令和4年10月にさいたま市で新規就農されたかたから農地の貸借に関する相談があり、希望に沿った農地を探し、土地所有者の意向を確認したうえで貸借農地の提案を行うなど、経営規模拡大の支援を行いました。

また、令和3年2月に赤芝新田で農地を貸借した新規就農者について、その後も継続したフォローアップを行った結果、ビニールハウスの設置などが進み、認定新規就農者に認められるなど、未来の担い手確保・育成につながる活動を行いました。

「その他の活動」としまして、農業者年金の加入推進活動を行い、加入者の確保につなげました。

ご報告は以上でございます。」

議 長 「今後とも、推進委員のお二方には農地利用の最適化の推進及び人・農地のマッチング等に つきまして、格段の努力と協力をよろしくお願いします。」

8 議案の上程

- (1)申請の総括
 - 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。
- (2) 第1号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
 - 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
 - 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し専業農家を営んでいた、さいたま市のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、東川口駅から西に 400mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する 4 筆、計 910 ㎡でございます。

買取事由発生人は、40歳の頃から年間250日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和2年5月に脳出血を発症し、その後遺症により左片麻痺が残り歩行障害があるため、農業に従事することができなくなりました。

申請人の世帯では、申請地を含む 2,543 ㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人 1 人でモミジ、ドウダンツツジ、アジサイ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よ ろしくお願いいたします。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、12日に、みどり課及び事務局とともに現地を訪れまして、聞き取りを行ってきました。当人は現在、車椅子で生活をされています。

相続税の納税猶予を受けておりますので、奥さんが2年間ほど維持管理を一生懸命されていましたが、高齢のためこれ以上継続することができないとのことです。

また、多額の相続税の発生があったため、農地の貸付等の方法もあることを説明しましたが、ご家族等で協議の結果、本件の申請をするという結果に至りました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。
- (2)第2号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付 けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について
 - 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。
 - 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、市民農園を運営している目黒区の株式会社アグリメディアが、蕨市のかたから農地を借り受け、既存の市民農園を増設する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、芝南保育所から南西に350mほどの所に位置した生産緑地地区内の農地で4筆、計761㎡でございます。

本件は、平成31年2月に開設し、令和2年11月に増設された市民農園「シェア畑蕨イーストファーム」を再度増設する目的で申請されたものでございます。

現在の市民農園の利用状況としては、168 区画のうち 163 区画が契約中であり、利用者数が増加し続けている中、地域住民などからの問い合わせ件数が増加しており、その需要に応えるべく、既存の市民農園に隣接する申請地に市民農園を増設するため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、具体的な内容を説明させていただきます。

まず、申請地には、一区画 6 ㎡の区画を 55 区画整備する計画であり、既存の市民農園と合わせて、6 ㎡の区画が 192 区画となります。また、3 ㎡の区画が 31 区画ありますことから、合計 223 区画となる予定でございます。

利用者への貸付期間は1年間とし、貸付金額については、賃料及びサービス提供料が6㎡の区画で年間105,600円のほか、入会金が11,000円、その他オプションサービスとして、お世話付サービス月額2,000円と栽培代行サービス1回2,000円があり、貸付期間を更新することは可能でございます。

次に、利用者の募集方法については、チラシ配布、新聞折り込み、インターネットなど、 広く住民に周知することとし、申込み先着順で利用者を決定するとのことでございます。

また、農園内には、管理人を週3日から5日、1日3、4時間配置し、農園内の管理や農園利用者にアドバイスを行い、適切な市民農園管理を行うとのことであり、利用マナーの面においても、引き続き周辺に影響が出ないよう指導していくとのことでございます。

なお、申請地周辺には住宅が立ち並んでおり、周辺住民の利用を見込んでおりますが、農地所有者が所有する駐車場 4 台分と周辺にも複数のコインパーキングがあり、現在の市民農園利用者のうち車利用者が 7、8 人であることを考慮すると、駐車場の数は足りるものと考えております。

以上の理由から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件に合致していると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「去る12月8日、事務局とともに申請地を確認して参りました。

申請地はJR京浜東北線蕨駅から、徒歩約 10 分程度のところでございます。ただいま事務局から説明があったとおり、隣接地には本開設者が開設運営中の市民農園がございます。この既存農園は、立地条件に恵まれているうえ、経験豊富なアドバイザーが在籍しており、また、季節ごとに野菜の種や苗、肥料、農機具を農園に完備し、手ぶらで気軽に野菜作りができるため、好評を得ていると聞き及んでおり、このたび増設するに至ったと承知しております。

貴重な農地の存続のため必要と考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく承認と決定した。

9 連絡事項

- ・別段の面積に関する意見の募集について
- ・川口の農業だより(農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集)について
- ・令和5年度川口市農業委員会会議日程について
- ・当初指定から30年が経過する生産緑地について

10 閉会

午前10時45分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第31回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年12月28日

署名委員

議 署名委員 (印)

(EII)